

ぐんま食の安全情報

ぐんま食の安全情報は、食の安全に関する情報を食の安全情報通信員のみなさんを通じてお届けする情報紙です。

Vol.85

2012年4月発行

編集発行

群馬県食品安全局食品安全課

情報No. 85 食品中の放射性物質の新たな基準値について（その2）

平成24年4月1日、食品に含まれる放射性セシウムの新たな基準値が一部設定されました。今回も、この「新たな基準値」について取り上げます。

放射性セシウムの新たな基準値

(単位：ベクレル/kg)

食品群	基準値
飲料水	10
牛乳	50
乳児用食品	50
一般食品	100



区分が少なくなったのはなぜですか？



基準値の設定にあたっては、様々な科学的調査に基づいていますが、ひとつには、お買い物をするときに「この食品の基準値は？」とその都度考えなくてすむように、わかりやすい数値にする、との考え方があります。

もうひとつには、「一般食品」として、野菜や肉、魚なども含めてまとめることで、「野菜をよく食べる人」「肉をよく食べる人」など食習慣の違いによるばらつきの影響が最小限となるようにとされています。これは、「コーデックス委員会」などの国際的な考え方とも整合が取れています。

コーデックス委員会とは？

消費者の健康の保護、食品の公正な貿易の確保等を目的として、1963年にFAO（国連食糧農業機関）及びWHO（世界保健機構）により設置された国際的な政府間機関であり、国際食品規格の策定などを行っています。

お茶の場合

10
(単位：ベクレル/kg)



抽出して飲み、
茶葉を棄てるもの
紅茶など発酵させた
茶は対象外

「飲料水」



以前の区分では、
「牛乳・乳製品」
でしたよね？

100
(単位：ベクレル/kg)



抹茶、ふりかけ用の
お茶など、そのまま
食べるもの

「一般食品」

「牛乳」とは？

50
(単位：ベクレル/kg)



牛乳のほか、低脂肪
乳・加工乳・乳飲料な
ど、「牛乳」として
飲むもの

「牛乳」

100
(単位：ベクレル/kg)



乳酸菌飲料、発酵
乳、チーズなど

「一般食品」

「牛乳」という区分は、食
品摂取データなどで、子供
の摂取量が大人の倍以上あ
ることから特出しされま
した。

乳酸菌飲料、発酵乳（ヨー
グルトなど）、チーズなど
については、牛乳ほど明ら
かに子供の摂取量が多くは
ないことから、「一般食品」
とされました。



厳しくなったとはい
え、飲料水と牛乳以
外はすべて100ベク
レル/kgという決め方
で大丈夫ですか？

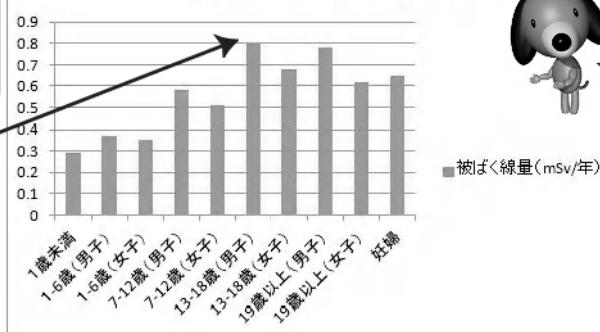
最大値…13歳～18歳男子

0.8ミリシーベルト/年

年間許容範囲…

1.0ミリシーベルト/年

基準値の食品を一定の割合で摂取し た場合の被ばく線量



これは、水・牛乳がすべ
て、一般食品は半分の食
品が新基準値とした場
合の被ばく線量の計算値を
グラフにしたもので。
群馬県や全国の検査結果
からみて、実際は「不検
出」など、もっと低いの
で、様々な調査を行った
結果を見てみましょう。

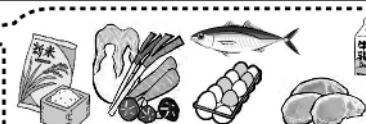
①生涯で100ミリシーベルト	おおよそ つまり生涯値までには 100年かかる	放射線による影響が見いだ されている値
②一年で1ミリシーベルト	つまり生涯値までには 100年かかる	食品全体から受ける許容範 囲
③一年の計算値の最高で0.8ミリシーベルト		たくさん食べることから、 13歳～18歳男子が最高値
④厚労省モニタリングデータの高い値で0.074ミリシーベルト/年		
⑤マーケットバスケット調査（福島）で0.019ミリシーベルト/年		

③が、表面のグラフの最高値です。④は、平成23年8月1日から平成23年11月16日に厚生労働省から公表された食品中の放射性物質の濃度を用いた推計です。検査結果が「不検出」の場合、その検出限界値を集計に使用しています。⑤は、平成23年9月と11月に行われました。**マーケットバスケット調査**とは、市場に流通しているなるべく地元産の食品を購入し、国民健康栄養調査による平均的な摂取量で計算したデータです。

④と⑤の結果を見ると、実際の食事からの影響は、年間1ミリシーベルトという食品全体から受ける許容範囲よりかなり低い数値となっていることがわかります。



平均的な食事をしていれば、1ミリシーベルトまでになるのも何十年もかかるんですね。



マーケット
バスクケット調
査

「経過措置」の考え方

「新基準値」の移行に際しては、準備期間が必要な食品（米・牛肉・大豆）については一定の範囲で経過措置期間が設定されました。米・牛肉・大豆以外の食品についても、平成24年3月31日までに製造・加工・輸入されたものについては、4月以降も賞味期限まで暫定規制値が適用されます。

経過措置適用食品	4月	10月	25年1月
製造・加工食品	暫定規制値（賞味期限まで）	(3月31日までに製造・加工・輸入された食品)	
米・牛肉	暫定規制値（9月30日まで）	新基準値 (4月1日以降製造・加工・輸入された食品)	
米・牛肉を原料に 製造・加工・輸入さ れた食品	暫定規制値（賞味期限まで） (10月1日以降製造・加工・輸入さ れた食品)	新基準値 (9月30日までに製造・加工・輸入された食品)	
大豆	暫定規制値（12月31日まで）	新基準値 (12月31日までに製造 ・加工・輸入された食品)	
大豆を原料に製造 ・加工・輸入された 食品	暫定規制値（賞味期限まで） (1月1日以降製造・加工・輸入された食品)	新基準値 (1月1日以降製造・加工・輸入された食品)	

県では今後も継続的に検査を行い、結果についてはすみやかに公表し、安全性の確保に努めます。



最後に

今年度から、「安全情報」の発行が不定期になります。臨時に発行する場合もありますが、次回は、6月の予定です。ご了承ください。



御意見・御感想
お問い合わせは
こちらへ

TEL: 027-226-2423 FAX: 027-221-3292
電子メール: shokuanze@pref.gunma.lg.jp